

令和2年4月1日

土木担当部長 決定

制定 平成19年10月31日

全部改正令和2年3月31日

豊島区土木等請負工事成績評定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区工事施行規程(昭和62年豊島区訓令甲第8号。以下「工事施行規程」という。)第23条第3項に規定する土木担当部長が定める請負工事(以下「土木等請負工事」という。)に係わる工事成績の評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の契約金額が500万円以上の土木等請負工事について行う。

(評定を行う者)

第3条 評定者は、工事施行規程第2条第6号に規定する監督員とする。

2 前項に規定する監督員は、工事施行規程第17条第1項に規定する監督基準に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合には、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定は、原則として完了検査合格の日から14日以内に行う。

(評定の実施)

第5条 総括監督員、主任監督員及び担当監督員は、別に定める実施細目に基づき、土木等請負工事ごとに評定を行う。

(評定の報告)

第6条 総括監督員は、前条で行った評定の結果について土木担当部長及び総務部契約課長に報告する。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は、部長決定の日から施行し、平成19年11月1日以降に契約を締結する請負工事に適用する。
- 2 工事成績評定要領(土木部 昭和63年3月31日制定)は廃止する。
- 3 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、豊島区事案の決定等に関する規程(平成17年豊島区訓令甲第2号)第3条及び第4条の規定により、土木担当部長の決定区分とする。
- 5 この基準の施工前にこの基準による改正前の豊島区土木等請負工事成績評定基準の規定によりした処分、手続その他の行為は、この基準による改正後の豊島区土木等請負工事成績評定基準によりした処分、手続その他の行為とみなす。